

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十八年 六月二十二日

目次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一
- 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し 支出することができる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成28年6月21日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,703,819人
- 2 総数の50分の1の数 34,077人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 312,978人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	340,397	113,466
大垣市	148,608	49,536
高山市	76,777	25,593
多治見市	94,937	31,646
関市	74,479	24,827
中津川市	67,141	22,381
美濃市	18,319	6,107
瑞浪市	32,052	10,684
羽島市	55,979	18,660
恵那市	43,822	14,608
美濃加茂市	42,189	14,063
土岐市	49,591	16,531
宿務原市	121,171	40,391
可児市	95,428	31,810
山県市	23,638	7,880
瑞穂市	41,839	13,947
飛騨市	21,805	7,269
本巣市	43,343	14,448
郡上市	36,986	12,329
下呂市	29,201	9,734

海津市	30,624	10,208
羽島郡	38,513	12,838
養老郡	25,507	8,503
不破郡	29,285	9,762
安八郡	20,219	6,740
揖斐郡	58,429	19,477
加茂郡	43,540	14,514

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十八年七月十日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し支出することのできる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

四五、八四九、七 円